

随意契約理由書

件名	西クリーンセンター ボイラー・タービン定期点検整備
契約の相手方	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>クリーンセンターでは、ごみ焼却により発生する熱をボイラーで回収して蒸気をつくり、その蒸気を利用してタービン発電機を回転させ発電している。</p> <p>クリーンセンターのボイラー及びタービン設備は、常に高温・高圧の過酷な環境で稼働するごみ焼却プラントの主要設備であり、エネルギー有効利用のためにも必要不可欠な設備であるため、本業務にて定期点検整備を行い、安全かつ安定的な稼働を図る。</p> <p>当該設備は三菱重工業(株)が独自の技術で設計・製作・据付を行ったもので、システム全体の機能を確保して本業務を施行するためには、製造業者しか知り得ない当該設備の構造や機能の把握が必要であるが、三菱重工業(株)は当該設備の保守点検業務を行っていない。当該設備に関するアフターサービスについては上記請負人に業務移管しているため、本業務は上記業者にしか施行できない。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部西クリーンセンター (電話番号 078-974-2005)